議会だより 屋久島

No.50
令和2年
6月号

《主な内容》

◇議長・副議長あいさつ……2
◇第１回定例会……3～7
◇常任委員会報告……8～12
◇一般質問……13～15
◇議決結果一覧……16～17
◇臨時会……18
◇追悼……19

屋久島町ホームページ http://www.town.yakushima.kagoshima.jp　議会メールアドレス gikai@town.yakushima.kagoshima.jp

議長

高橋　義友

町民の皆様方には、日頃から町議会に対しまして深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

3月の臨時議会におきまして、議長の要職に就任いたしました。身に余る光栄でありますとともに、その職責の重さを痛感し身の引き締まる思いでございます。微力でありますが、誠心誠意努めてまいります。町民の皆様にとってより身近で、開かれた議会を目指して、会話と議論を重ね、皆様の期待にお応えできますよう頑張ります。

町民の皆さまには今後とも、町議会へのご理解と町政に対するご支援、ご協力を心からお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。

副議長

大角　利成

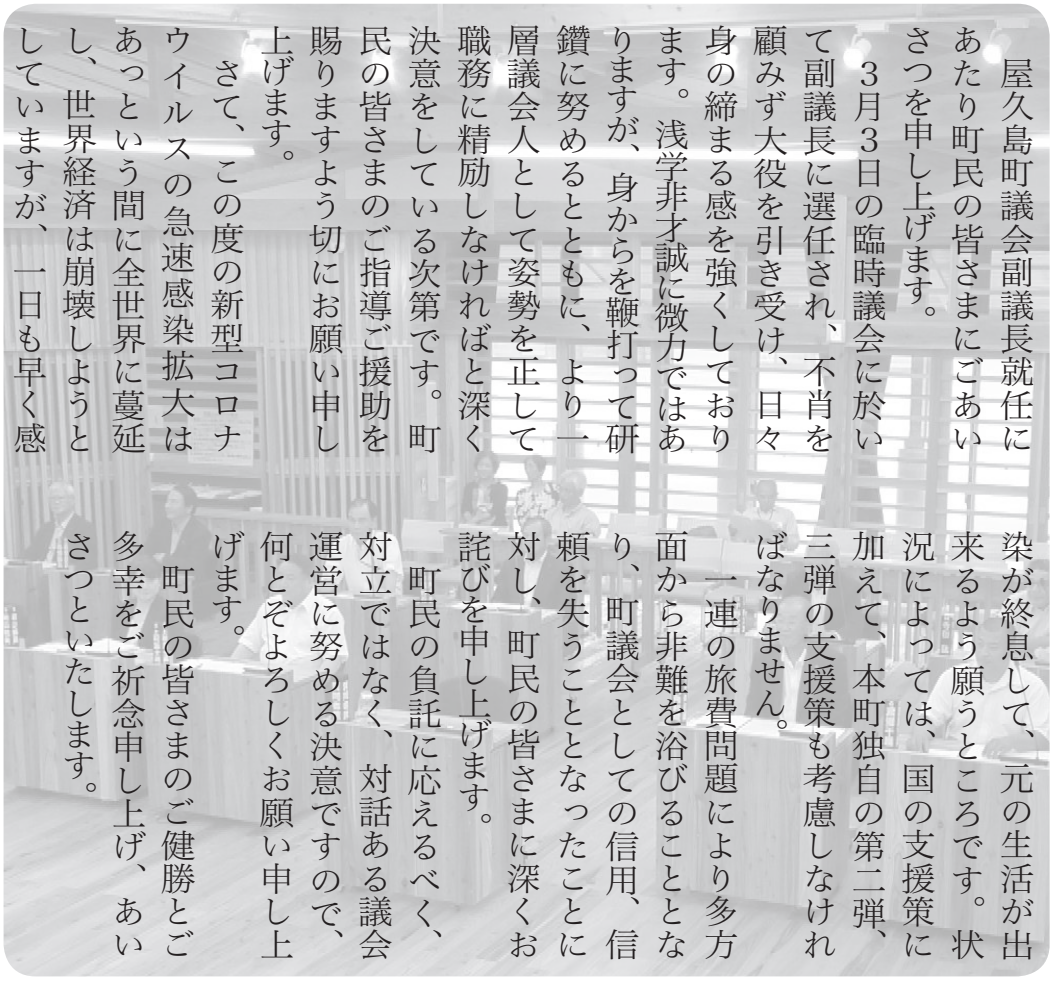

屋久島町議会副議長就任にあたり町民の皆さまにごあいさつを申し上げます。

3月3日の臨時議会に於いて副議長に選任され、不肖を顧みず大役を引き受け、日々身の締まる感を強くしております。浅学非才誠に微力ではありますが、身からを鞭打って研鑽に努めるとともに、より一層議会人として姿勢を正して職務に精励しなければと深く決意をしている次第です。町民の皆さまのご指導ご援助を賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルスの急速感染拡大はあっという間に全世界に蔓延し、世界経済は崩壊しようとしていますが、一日も早く感染が終息して、元の生活が出来るよう願うところです。状況によっては、国の支援策に加えて、本町独自の第二弾、三弾の支援策も考慮しなければなりません。

一連の旅費問題により多方面から非難を浴びることとなり、町議会としての信用、信頼を失うこととなったことに対し、町民の皆さまに深くお詫びを申し上げます。

町民の負託に応えるべく、対立ではなく、対話ある議会運営に努める決意ですので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

町民の皆さまのご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、あいさつといたします。

令和２年 第１回 3月定例会報告

会　　期	3月6日～3月23日
審議内容	補正予算案＝７件 条例案＝23件 当初予算案＝10件 同意案＝１件 その他＝３件

月　　日	曜	会議別	日　　程
3月6日	金	本会議	○開　　会
9日	月	本会議	○一般質問
10～13日	火～金	委員会	○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会
16日	月	委員会	○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会
18日	水	委員会	○総務文教常任委員会（現地調査）
23日	木	本会議	○最終本会議

令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）について

歳出予算の主なものは、歳出見込み額の精査に伴う減額のほか、**総務費では**、高度無線環境整備推進事業負担金の減額などを、**民生費では**、プレミアム付商品券換金業務、生活保護扶助に係る経費の減額などを、**衛生費では**、診療所事業特別会計繰出金の増額、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金、ごみ処理施設管理、小型合併処理浄化槽設置費補助に係る経費の減額などを、**農林水産業費では**、県営中山間地域総合整備事業、県営中山間地域所得向上支援事業、町営牧場管理運営に係る経費などを、**土木費では**、県営道路事業負担金、荒川線トンネル補修、安房中学校線道路改良、大川の滝線橋りょう補修に係る経費などを、**教育費では**、小学校・中学校の校内ＬＡＮ環境等施設整備業務に係る経費などを、**災害復旧費では**、永田港災害復旧に係る経費などを計上いたしました。財源としましては、国・県支出金、繰入金、町債などで調整し、歳入歳出それぞれ**３億３千８百92万４千円**を減額し、予算の総額を**112億３千１百43万５千円**にしようとするもの。

令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）について

地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることのできる事項として、**「国有林野賃貸借に係る経費」**について、期間及び限度額を定める**「債務負担行為の補正」**をしようとするもの。

令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について

歳出見込み額の精査に伴う減額を、保険税などで調整し、歳入歳出それぞれ**１千１百84万７千円**を減額し、予算の総額を**19億２千38万９千円**にしようとするもの。

令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について

歳出見込み額の精査に伴う保険給付費等の減額を、国、県支出金、一般会計繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ**５百93万６千円**を減額し、予算の総額を**14億７千８百92万９千円**にしようとするもの。

令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第３号）について

歳出見込み額の精査に伴う減額を、診療所使用料、一般会計繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ**９百34万４千円**を減額し、予算の総額を**１億６千７百83万１千円**にしようとするもの。

令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第４号）について

歳出見込み額の精査に伴う減額を、県支出金、一般会計繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ**５百７万１千円**を減額し、予算の総額を**７億６千２百86万円**にしようとするもの。

令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）について

歳出見込み額の精査に伴う減額を、保険料、一般会計繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ**１百43万６千円**を減

額し、予算の総額を**1億6千1百22万6千円**にしようとするもの。

屋久島町道路線の認定について（健康の森公園線）

健康の森公園へのアクセス並びに沿線宅地への生活道路として、適切な整備及び管理を行うため、認定しようとするもの。

屋久島町道路線の認定について（長峰金五山線）

沿線宅地への生活道路として、適切な整備及び管理を行うため、認定しようとするもの。

屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定について

指定管理者の指定期間が満了することから、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、引き続き特命で選定し、指定管理者として指定しようとするもの。

屋久島町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

会計年度任用職員の任用形態や任用手続きが様々であることに鑑み、服務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で取扱うことができるようにするため、所要の改正をしようとするもの。

屋久島町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

令和元年人事院勧告に基づき会計年度任用職員の給料表の改定を行うため、所要の改正をしようとするもの。

屋久島町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第1号会計年度任用職員の時間外勤務報酬の規定について、短時間勤務等の多様な勤務間設定に対応するため、割増率の判定基準を週の勤務時間合計から1日当たりの勤務時間に修正し、週休日における時間外勤務の規定を追加するため、所要の改正をしようとするもの。

屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金条例の一部改正について

屋久島町船舶事業に、地方公営企業法の一部を適用することに伴い、所用の改正をしようとするもの。

屋久島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

屋久島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴い、必要な規定の整備等を行うため、所要の改正をしようとするもの。

屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴い、必要な規定の整備等を行うため、所要の改正をしようとするもの。

屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について、5割及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正する必要があるため、所要の改正をしようとするもの。

屋久島町介護保険条例の一部改正について

介護保険法第63条が適用される者に対して減免するため、所要の改正をしようとするもの。

屋久島総合自然公園温泉条例の一部改正について

本施設は平成19年度に整備して以来、消費税率が改正されても利用料金は据え置きで12年が経過しており、特殊公衆浴場でもある本施設は、一利用ごとに湯の入替を行うなど、労力がかかっているにもかかわらず、島内の他の温泉や公衆浴場と比較しても低価格となっていることから、利用料金の見直しを行うため、所要の改正をしようとするもの。

屋久島高等学校通学バス運行事業分担金徴収条例の一部改正について

屋久島高等学校魅力化プロジェクトの一環として、通学距離に比例して、分担金額が異なっていた分担金を均等化することで、金銭的負担を軽減し、一人でも多くの生徒が屋久島高等学校及び中種子養護学校高等部屋久島支援教室に進学しやすい環境づくりを行うため、所要の改正をしようとするもの。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係する条例について、所要の改正をしようとするもの。

屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の制定について

令和2年3月31日限りで効力を失う「屋久島町集落の未来創生事業の助成に関する条

例」に替わり、集落が自主的に地域課題の解決に取り組むことに対し、交付金を交付することで支援するため、条例を制定しようとするもの。

屋久島町簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

簡易水道事業等に、地方公営企業法の全部及び一部を適用することに伴い、関係する条例等について、所要の改正をしようとするもの。

屋久島町給水条例の制定について

屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の制定について

屋久島町水道事業の設置等に関する条例の制定について

屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

簡易水道事業を水道事業として、地方公営企業法の全部を適用することに伴い、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするもの。

地方公営企業法の一部を適用する条例の制定について

屋久島町農業集落排水事業及び屋久島町船舶事業に、地方公営企業法の一部を適用することに伴い、必要な事項を定めるため、条例の制定をしようとするもの。

屋久島町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

屋久島町農業集落排水事業に、地方公営企業法の一部を適用することに伴い、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするもの。

屋久島町船舶事業の設置等に関する条例の制定について

屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の制定について

屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の制定について

屋久島町船舶事業に、地方公営企業法の一部を適用することに伴い、必要な事項を定めるため、条例の制定をしようとするもの。

令和2年度屋久島町一般会計予算について

普通交付税の合併算定替えの措置が終了したため、一本算定による交付額となることから、これまでに引き続き徹底した歳出削減と、町税の徴収強化をはじめとする自主財源の確保を課題として予算編成に取り組んだ結果、昨年度に引き続き行われる光ファイバーケーブルの敷設事業や香附子団地の機能性向上事業、新たに図書システムの導入事業も計上されたが、大規模な災害復旧費の予算が計上されていないことや、光ファイバーケーブル敷設事業の事業費が減となったことにより、一般会計当初予算総額は、**99億4千5百万円**となり、前年度当初予算と比較して、**3億2千9百万円、3・2％**の減額となった。歳出の主な増減については、性質別では、人件費の増、普通建設事業費の減、災害復旧費の減、積立金の増による影響が大きく、目的別では、災害復旧費の減、公債費の減、民生費の増、総務費の減が大きな要因であり、一方、歳入については、町債の減、繰入金の増、寄附金の増による影響が大きな増減要因である。また、自主財源比率は、**26・7％**で、前年度より**8・9％**の増となっており、大規模事業に係る町債が大幅減となったことや、繰入金の増が主な要因。

令和2年度屋久島町上水道事業特別会計予算について

上水道事業を運営するための電気料金、水質検査業務委託や固定資産減価償却費などの経費を計上し、予算の総額は、収益的収支については、収入が、**4億6百1万4千円**、支出が、**4億5千6百70万2千円**であり、資本的収支については、収入が、**1千円**、支出が、**2億2千8百78万7千円**である。資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する分については、減価償却費で補てんするもの。

令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について

簡易水道施設の維持管理費、口永良部島地区の施設整備費などを計上し、予算の総額は、**2億1千9百36万円**。

令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について

一般管理費、賦課徴収費の他、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保健事業費などを計上し、予算の総額は、**17億9千6百49万4千円**。

令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について

一般管理費、認定審査会の経費の他、保険給付費、地域支援事業費などを計上し、予算の総額は、**14億9千1百71万8千円**。

令和2年度屋久島町診療所事業特別会計予算について

町立の3診療所の運営に係る経費などを計上し、予算の総額は、**1億7千1百84万9千円**。

令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について

農業集落排水事業を運営するための電気料金、浄化槽ポンプ施設維持管理業務委託や固定資産減価償却費などの経費を計上し、予算の総額は、収益的収支については、収入が、**1千3百58万6千円**、支

出が、**４千１百13万５千円**であり、資本的収支については、収入支出それぞれ、**２千３百85万９千円**。

令和２年度屋久島町船舶事業特別会計予算について

フェリー太陽の運航に要する人件費、修繕費、燃料費や、平成33年３月中の就航を目指すフェリー太陽代替船建造に係る経費などを計上し、予算の総額は、収益的収支については、収入が、**２億８千２百64万９千円**、支出が、**２億８千９百39万９千円**であり、資本的収支については、収入支出それぞれ、**５億１千84万１千円**。

令和２年度屋久島町電気事業特別会計予算について

電気事業を運営するための電力購入費、高低圧線改修工事費や施設管理費などの経費を計上し、予算の総額は、収益的収支については、収入支出それぞれ、**６億７千89万３千円**であり、資本的収支については、支出のみ、**５千７百80万円**。資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する分については、建設改良積立金などで補てんするもの。

令和２年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について

後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費、一般管理費などを計上し、予算の総額は**１億７千９百71万５千円**。

屋久島町監査委員の選任について

議会選出の監査委員として、平成29年11月より務められた、**高橋義友**氏が、願いにより、任期途中で退任。これまでのご尽力に対して、感謝を申し上げる次第である。令和３年９月30日までの残任期間、後任として、**寺田猛**氏を、監査委員として選任したいので、議会の同意をお願いするもの。

屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について

令和２年度以降の過疎債充当事業及びその額などに変更があり、計画全体に及ぼす影響が大きいものと認められるため、変更しようとするもの。

屋久島辺地総合整備計画の策定について

口永良部島辺地総合整備計画の策定について

令和２年度から令和６年度までの５ヶ年を計画期間とし、公共的施設毎の整備計画及び辺地債予定額を定めるもの。

主な質疑

眞邉真紀　旅費返納の精算書の処理は。平成26年の出張旅費精算書等の公文書がもう３月31日までで破棄してもよいということになるが、もろもろ精査が必要になるので、平成26年の分を破棄しないように約束してほしい。

総務課長　現年度分については、１件１件の出張ごとにそれぞれ戻入する。26年度の関係書類については保存をする。開示請求については、開示請求の手続をとっていただければ開示はできる。

大角利成　平野地区の防火水槽の設置工事の繰り越し理由は。

プレミアム付き商品券事業費が予算額の半額に迫るような３，６００万円程度の減額となっているが，本事業の実態は。

農業農村整備事業費が２，８２７万４０００円程度増額になっているが，主たる事業は。

総務課長　防火水槽の設置等につきましては、年次計画でやっているところで、今年は平野地区に防火水槽を設置するということでスタートした。なかなか設置箇所の土地が確定できずに遅れていた。最終的には、ある方の土地の一部を寄附いただきまして、そこに建設をすることが決まった。現段階では今、寄附の採納のところまで事務が進んでいる。

福祉支援課長　非課税世帯及び２歳までの子供のいる世帯ということで計上。実質当初の予算に比べまして全世帯対象者の約32％です。利用が現在２月末までの数値として上がってきている。まだ３月分が換金されていないので、これを見越しまして補正を行い予算を減少した。

建設課長　農業農村整備事業費の増額につきまして、県営中山間地域総合整備事業が県の事業費増に伴う負担金の増である。

榎　光徳　土木費の委託料について、工法的なものの変更か。

建設課長　城之川は、当初１，０００万円で今年度測量設計を行う予定であった。全額１，５００万円で詳細設計をするようにしている。増額に関しての理由は、まだ詳細な点検を行う必要があるということ。

石田尾茂樹　学校給食費の関係で、備品購入費の１００万円の減、負担金補助金、給食の補助金の48万円の減の理由。関連でコロナウイルスの関係で学校は休校となっています。その間、これまでの準備していた給食に対する食品の購入でロスがあったのか、廃棄したのか。

教育振興課長　備品購入費の件については、全て今年度予

定していた備品の購入を終えた執行残である。学校給食費の補助金は、1学期、2学期、3学期全て交付をして、残る3学期の精算一部返納が生じるかもしれないが現時点で減額をしたもの。このコロナウイルス対策で学校の臨時休業を行って、給食も同じように止めている。返品できるものは全て返品を何とか業者さん等にお願いして返品した。冷凍食品並びに米等保管がきくものは、また3月給食再開後に使用する。一部どうしても返品できなかったものがあったが、これについては、職員間で購入をさせていただいた。

追加提案

令和2年第1回定例会に追加提案

契約案1件、条例案1件、補正予算案2件、その他の案件1件の計5件

30災2号上屋久永田港災害復旧工事3工区請負契約の締結について

防波堤北36・7mにおいて、第1函目のケーソン補修・第2函目の上部工補修・第3函目の上部工補修・第5函目のケーソン据え付け及び上部工を新設する復旧工事である。去る3月6日、指名競争入札を行った結果、藤田建設興業株式会社が**1億6千1百54万2千128円**で落札したので、代表取締役藤田護と、工事請負契約を締結しようとするもの。

訴え提起前の和解の申立てについて

屋久島山岳部保全利用協議会職員による世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金横領事件に関し、屋久島町から指定を受けてその収納事務を行っていた協議会は、すでに当該職員から横領金の一部について弁済を受け、屋久島町に対し納入しているところであるが、残額にかかる弁済を確実にするため、町は協議会に代位し、元職員を相手方として、訴え提起前の和解の申立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求めるもの。

屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について

出張旅費の不適切な利用等の責任に鑑み、副町長の給料を40パーセント、1ヶ月間減額するための条例を制定しようとするもの。

令和元年度屋久島町一般会計補正予算第9号について

歳出予算の主なものは、**民生費では**、学校休業に係る放課後児童健全育成事業などの消耗品として、マスク、消毒用アルコールなどの経費を、**衛生費では**、国・県支出金過年度精算返納に係る経費などを計上した。財源としては、新型コロナウイルス対策に係る国の予備費予算としての国庫補助金を充当し、歳入歳出それぞれ**2百81万7千円**を追加し、予算の総額を**112億3千4百25万2千円**にしようとするもの。

令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算第5号について

歳出予算において、故障修理に係る旅費の増額を、同一款内で組替え、調整しようとするもの。

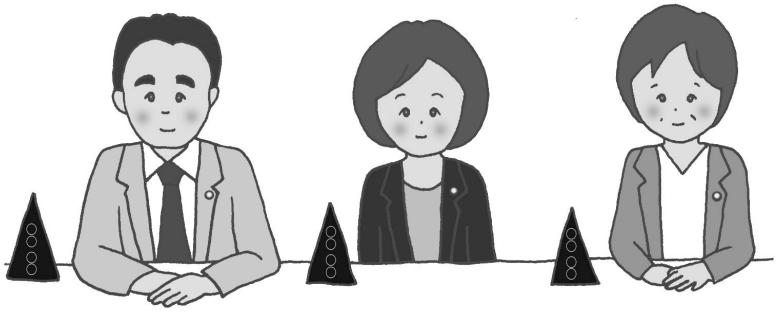

常任委員会報告

〔付託された議案を質疑、討論を経て採決します〕

常任委員会とは…町の仕事は様々な分野にわたっているので、２つの常任委員会が分担して、本会議の前に事前審査をしています。

総務文教常任委員会

屋久島町職員の服務に宣誓に関する条例の一部改正について

問〕　基本的には町長である別段の定めというのは、今から検討するということか。

答〕　課長に宣誓するという方法も考えられるが、基本的は町長なので町長という形で検討する。

屋久島町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

問〕　１級と２級をどのように判断し振り分けているのか，割合はどれくらいなのか。

答〕　等級別基準職務表を作成している。（前年度、支給額を下回らないように基本手当等も含めて給与の格付けをしている。基本的には上がっている。）

屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について

問〕　限度額世帯はどの程度いるのか。

答〕　本年度限度額に達している世帯数は 18 世帯である。

屋久島高等学校通学バス運行事業分担金徴収条例の一部改正について

問〕　この引き下げによって町が負担するのはどのくらいか。

答〕　例年 3,400 万円程度のバス事業委託をしている。当初予算ベースであるが、400 万円ほど町が負担をするような形になる。

問〕　バス料金そのものは下がることはないだろうが、契約の柔軟性はどうか。

答〕　バス料金はおおむね３年金額を変えないという形の中で債務負担行為を含んで単年度の契約を行っている。（本年度当初も昨年ベースプラス消費増税分を加算し、３年間は一定の歳出で移行をしている。）

成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について（分割）

問〕　平成 28 年から少しときがたっているが、ほかの自治体は表記を改めているのか。

答〕　第一法規との例規の整備、協議をした中で、市町村においては、施行日は令和元年 12 月 14 日を施行日とすることでよいのではという指導があった。

屋久島町簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について（分割）

問〕　公営企業会計になり、技術者の配置の問題等、業務上不具合、差しさわり等があるのか。

答〕　後継者を育成していく。公営企業法の改正に伴う所要の関係で、中身的には以前と変わらない。

地方公営企業法の一部を適用する条例の制定について（分割）

問〕　メリット、デメリットがあるのか。

答〕　メリットとしては、ほかの企業間と会計が一緒になる、複式簿記で比較が容易になるのがメリットの部分。デメリットとしては、複式簿記に不慣れな部分もあるので、一部会計事務所に相談しながら事務を進めていく。

屋久島町船舶事業の設置等に関する条例の制定について
屋久島町旅客定期航路事業使用料条例の制定について
屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の制定について

問〕　定期航路、不定期航路の違いは何か。

答〕　不定期航路というのはドッグのときにふみ丸、あゆみ丸を運行したときの航路は不定期航路というふうに海上運送法で分かれている。

意見〕将来的には貸し切りができるということであれば、例えば、企業の研修を口永良部でやってみようとか、あるいは大学生のサークルなども考えられると思う。そういう間口を広げてやるといった行政の議論をしてほしい。

令和２年度屋久島町一般会計予算について（分割）について

＜総務課所管＞

問〕　令和２年度原地区に予定をしている防火水槽については、用地の確保が完全に終わっ

ているのか。

答〕 集落からの要請としては道路に入れるのか近くに町有地があればと具体的には、まだ検討していない。

問〕 口永良部島新岳の噴火警戒で３年維持され、現在も火山活動が高まった状況、農村部に対しても非常に被害があるので、対策を講じていく必要があるので検討してほしい。

答〕 降灰後、区長さんから要望をいただき、ロードスリッパーについても検討協議をして、交通に支障が出る範囲であればやらざるを得ないという判断をして費用負担をしてある。今後も状況を見て、屋久電と協議をしていく。

問〕 出張旅費の精算について、マニュアル化するべきではないか。

答〕 見直しは必要だと考えている。

＜政策推進課所管＞

問〕 だいすき基金繰入金が１億円ほど増えている。増額を見込んだ根拠は。

答〕 今年のふるさと納税が例年２億円弱だったのが、ほぼ３億円に近い額までいっている。その分１億円ぐらいの増額の想定をしている。

問〕 旧尾之間支所の耐震診断を行っているが、先の議会で令和元年の 12 月末日までには検討委員会からの中間報告があるという答弁をしているが、中間報告はあったのか。

答〕 検討委員会から今案が出ていて、最終的に町長に見ていただいている段階で少しおくれた。本年度中にその案をもって動き出すということにしている。

問〕 運賃低廉化の 22 歳以下の児童生徒等の対象の件について，要項等を整えているとのことだが、実際４月１日から実施するに当たって、皆さんにどうお知らせするのか。

答〕 基本的にホームページ等になる。

＜教育振興課＞

問〕 安房城の調査の状況は。

答〕 令和元年度初めて安房城の確認調査をした。一次調査として思いのほか遺物が出土している。今までではある特定の面積に複数箇所テストトレンチを入れたが、令和２年度は場所を特定させて全面的に調査を行う計画である。

問〕 離島高校生就学支援の件ですが、来年度は対象者何名か。

答〕 ３名を予定している。

令和２年度屋久島町船舶事業特別会計予算について

問〕 タラップは今どんな状況か。（あと１年だが全然使えない状況なのか。）

答〕 各港にタラップを用意してあるが、それは段差があり、滑り止めもついていないため、車椅子がそのまま乗せられるようになってはいない。新しくして幅も広くして、段差も滑らないような形でなだらかにしたいと考えている。

屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について

問〕 過疎債はこれまでと何か変動があるのか、非常に厳しい状況になってきたのが、これからの見通しは。

答〕 過疎債の枠が交付税の一本算定に移行したことによって、総額が減ってきている。総額が減ったことにより充当額も当然低くなっているというのが実情である。

屋久島辺地総合整備計画の策定について

問〕 過疎と同様に減っていく中で、最大限の充当をすることで努力した上での計画書というふうに理解するが、それで間違いはないか。

答〕 限度額については、限度額いっぱい使って設計をしている。

口永良部島辺地総合整備計画の策定について

問〕 屋久島と口永良部島と二つに大きく分けなければいけない一番の理由は何か。

答〕 辺地の概況等も違うし、辺地度数も違う。

屋久島町監査委員の選定について

寺田猛議員の開示請求された旅費の実証類をもって確認し、それを諮るという形をとった。委員から寺田議員に関して、旅費の二重請求や不正がないと判断する。

横峯遺跡

産業厚生常任委員会

屋久島町道路線の認定について（健康の森公園線）

問）　認定されればすぐに整備するか。
答〕　この路線は既に整備している。適正な管理を行うための認定である。

屋久島町道路線の認定について（長峰金五山線）

問）　県道から入口がスムーズに入って行けない状態になっているが整備するのか。
答〕　再度調査をし、整備する際には入り口の改良を行う。

屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の認定について

問）　小規模な修理に関しては管理者が行い、大きな修理に関しては町が行うか。
答〕　管理契約の中で軽微なものについては管理者のほうが行う。大きなものについては町のほうが行い、その他微妙なものについては、その都度協議して行う。

屋久島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

問）　過去に利用者がいるか。
答〕　今までの記録ではない。
意見〕弔慰金の制度は、ぜひ町民に周知していただきたい。

屋久島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について

問）　３歳から５歳までの無償化について、３歳から５歳までの子供が２人いて、０歳から２歳までの子供が１人いる場合、課税世帯の場合は保育料が高額となり、保育園に預けることができないとの声があるが、町としての何らかの負担はないか。
答〕　２人については３歳を超えているので無償化となるが、所得が360万円を超えている場合は、下の子供については、町独自の財源で補助する制度はない。

屋久島町介護保険条例の一部改正について

問）　町が定める免除者は過去にいたか。
答〕　現在は２人、４月から１人となる見込みである。

屋久島自然公園温泉条例の一部改正について

問）　昨年の利用者は何名か。１人で入っても１時間は貸し切り、お湯も入れ替えて300円では安い、貸し切り料金を別に設定すべき。
答〕　町民の利用者が2,395人、町外が371人である。今後検討したい。

屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の制定について

問）　集落の自主性を尊重するという方向になると理解してよいか。
答〕　何でも使えるというわけではない。この規定の中では対象外費用というものもある。これ以外であれば、ある程度活動も柔軟に地域集約のためであれば、自由度を高めていきたい。

問）　老人クラブ等に花の苗等を配布していたが、この交付金の対象となるか。
答〕　これまで老人クラブに対して上限３万円の補助金を支給していたが、令和２年度からは年間３万円の補助金は取りやめ、その部分を集落の活力アップ事業の中でみていただくように、各地区公民館長と協議をしている。

屋久島町簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について（分割）

問）　公営企業法の適用になれば、職員採用に対しては配慮が必要となるのではないか。
答〕　今年度、来年度は担当参事が在職であり、１年間は問題がないが定年退職後の人材育成・確保は非常に大事になる。今はほかに技術職の職員がいるが、経験年数が足りず、新しく職員を採用するのか、講習等で資格取得させるなど、公営企業として資格が必要であり、十分気をつけてやっていきたい。

屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の制定について

問）　上水道、簡易水道の補助金体制は変わらないのか。
答〕　屋久島町は離島振興事業で、今までは簡易水道事業は全て２分の１の補助であったが、今回は口永良部島だけが簡易水道事業で２分の１の補助であり、屋久島は上水道事業となり、選ぶメニューによって補助率が違う。有利なメニューを選んでいかなければならないので、超えていかなければならないハードルが高い。

屋久島町水道事業の設置等に関する条例の制定について

問）　不動産の受託の受益権の買い入れ、もしくは譲渡の説明は。
答〕　物品や土地を買うことがあり、また、こち

らが売る場合もあるとの表現である。

屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

問）　期末手当、６月、12 月に職員の在職期間に応じかつ企業の経営状況を考慮して支給するとあり、そのほかについては、一般職に準じてとの表現になっているが。

答）　公営企業の特色であり、公営企業法を適用はこの条文が決まっている。経営状況を勘案して、給料は一般職と差をつけて上げることも下げることもできるため、こういう表現になっている。

令和２年度屋久島町一般会計予算（分割）について

＜観光まちづくり課所管＞

問）　暮らし体験住宅の設計委託料が 150 万円、工事費が 3,000 万円、単身の３世帯住宅は、場所はどこにつくるか。

答）　単身用の３世帯で何カ所か町有地を当たっているが、春田の定住団地の場所があいているので希望している。（町内一円、相当な住宅の空き家がある。それにもかかわらず、３棟新築しなくてはいけない理由はとの指摘・民間住宅を活用した対策は、まだまだ準備が十分）屋久島町内の町営住宅、教職員住宅を再調査し、使えるものがあればそれを積極的に活用し、状況に応じて減額補正で対応したい。

＜福祉支援課所管＞

問）　敬老祝金の 100 歳は 10 万円と聞いているが、見直す必要があるのではないか。

答）　他の市町村の動向も踏まえ検討したい。

問）　高齢者バスの助成金 530 万円は、前年度に比べて申し込みが増えているのか横ばいか。

答）　昨年７月から 500 万円の予算でスタートしている。今年度、30 人分追加補正をし、530 万円となり、令和２年度についても 530 万円の当初予算で、横ばいという読みである。

＜健康長寿課所管＞

問）　私的二次救急医療機関補助金とは何か。

答）　私的二次救急医療機関補助金は 910 万円を計上している。新規の補助金で、特別交付税の中にある事業の一つで、救急部門の体制強化を支援し、救急医療の確保及び地域医療の充実を図ることを目的とした補助金を交付するもので、私的二次医療機関は、屋久島徳洲会病院のみで、基準額が救急搬送１件に１万 3,000 円で平均 700 件の実績があり、700 件に１万 3,000 円を掛けた 910 万円を予算計上し、その８割が特別交付税で措置され、180 万円ぐらいが町の負担である。

＜生活環境課所管＞

問）　ごみ処理施設等整備基本計画の業務委託 2,500 万円、環境調査業務委託 1,000 万円で、3,500 万円である。ごみ処理施設に関しては、検討委員会を立ち上げ、最終の検討委員会がまだ終わっていない。終わってからの予算計上でよかったのではないか。事前に議会に報告すべきではないか。

答）　最終の委員会を３月 25 日に予定しており、そこで町長に報告したい。処理施設の基本的な計画、方針を、今回出している予算の中で設定していくということである。この計画づくりについては交付税の関係もあり、当初予算で新年度に計画している事業の内容説明するための予算を出し、詳細のことが決まり、内容が詰まり次第、議会に説明したいとの回答がありました。また、委員より 2,500 万円の基本設計で設計委託だと勘違いしているとの指摘があり、名称については変更したい。内容については、基本的な方針を決めるための計画をつくるものであり、設計委託ではなく、予算書の文言を内容に沿ったものに訂正したい。

＜産業振興課所管＞

問）　農業支援センターのハウスの修繕と活用はどのように考えているか。

答）　ハウスの修繕は農業振興費の中の修繕費で対応し、767 万 1,000 円である。どのような使い方をして農業振興に寄与していくのかを課内で検討している。ハウスの中には試験園も含めて熱帯果樹、新しいポンカン、タンカンの新しい苗木で導入する苗木も入れて、農家に伝えられるようにしたい。

問）　屋久島杉材の魅力再発見業務委託料 150 万円はどのような開発をしているのか。

答）　島外で現在屋久島杉を使ってくれる工務店との協定を結びながら実施してきた。材として工務店の取扱量が徐々にふえている状況にある。癒しの効果が非常に屋久島の杉にはあるということで、杉材だけではなく生活の中に取り入れるような提案を今後はやっていき、島外にも商品を売っていくべきとの意見があり、商品や販売方法を協議して意見をもらう事業の委託である。

問）　漁協に対し、過去には燃料費の補助をした経緯がある。サバにしても不漁、特に、今はトビウオ漁が不漁と聞いているが、漁協

から要望はないか。

答〕 特に要望はない。

意見〕最近の巾着船の違法操業については、議会としても漁協、町と一体となって、県に要望書の提出を検討すべき。

＜建設課所管＞

問〕 安房中道路改良と尾之間温泉の河川の整備はいつから始まり、いつ終わるか。

答〕 安房中学校線は、５月、早ければ本年度繰り越しの場所もあるので、４月には着工し、２年度で全て完了したい。尾之間温泉の整備工事は、元年度の事業を繰り越して、５月には元年度分は終わり、２年度は側溝をつくり、３年度に終わる予定である。

令和２年度屋久島町上水道事業特別会計予算について

問〕 水質検査は、従来どおりのあり方でいいか。

答〕 水質検査は、上水道事業に移行しても水道法のもとで従来どおりのやり方で計画を立てて実施する。

令和２年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について

問〕 出産・育児一時金については、1,260 万円予算を組んで、42 万円の 30 件の実績である。そんなに少ないのか。

答〕 本年度は２月までの実績が 29 件。

産業厚生常任委員会現地調査
香附子団地機能性向上工事

同上　新設浄化槽

令和２年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について

問〕 施設の事業計画は当然施設のほうに依頼をし、提出してもらうことになっていると思うが、何か新しい事業が計画してあるか。

答〕 特に事業計画としてはない状況である。

問〕 認定審査会の中で役務費、手数料、385 万円は主治医の意見書分か。

答〕 認定審査会の主治医の意見書作成、手数料である。（地域包括支援センターの職員の補充の要望が強くあった。）

令和２年度屋久島町診療所事業特別会計予算について

問〕 診療所の使用料、前年対比で 632 万 2,000 円の減収は、単なる人口減少が主な原因か。

答〕 詳しくは分析していないが、栗生の診療所において、レントゲン検査等の減少があり、なかなか診療報酬に係る点数が上がらない。

令和２年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について

問〕 本管の耐用年数は何年か、今まで 20 年になる中で亀裂が生じたとか補修を行ったことがあるか。

答〕 これからの計画の中で管路の点検をしなければならない。

総務文教常任委員会現地調査
岳南中学校改築工事

一般質問

4人が町の考えを問う

3月9日に行なわれた一般質問を通告順に掲載しています。
この内容は、議会会議録をもとに質問者の責任において質問及び回答を要約したものです。
なお、会議録は議会事務局・町図書室・各集落の公民館で閲覧することができますので、詳細については会議録をご覧ください。

新型コロナウイルスについて

町長／国の基本計画に基づき正しい情報を町民に届ける

石田尾茂樹 議員

問 新型コロナウイルス感染症対策をどのように行うのか。

答 町報やホームページ、防災無線等で情報提供や感染症の予防方法について広く周知・啓発を行い、屋久島保健所、医師会、徳洲会病院と連携し、感染症に絞った対策会議を開催している。

問 町内でウイルス検査は可能か、患者が確認された場合の対策・対応はどのように行うのか。

答 県は帰国者、接触者相談センターを屋久島保健所内に設置しており、疑いのある方は同センターに相談をし、その状況により医療機関が紹介されることになっている。ウイルス検査は県環境保健センターのみで行われ、結果が陽性の場合、感染症協力医療機関に入院することとなっております。町には、感染症指定医療機関はありませんが、感染症協力医療機関が1カ所である。場合によっては島外搬送も出てくる。

問 屋久島は離島である。水際の対策が必要では。

答 これから万全の体制をとるのが町として重要なことで、検温の体制も含め、早急に検討したい。

問 緊急対策で、内需のために財調を取り崩し対策が出来ないか。また、収入が前年の2分の1を下回る事業者の固定資産税の減免は出来ないか。

答 私も色々と何かやることができないかと考えています。国につきましても災害適用をやろうという動きがあり、町は町としてできることをやることが大事である。こういうことのために財調も積んできたので、手当ができるものについては検討したい。

口永良部島の人材確保全国募集すべきでは

町長／必要な人材確保のために、広く全国へ募集を行う

寺田　猛 議員

問 当地区においては、来年度以降、役場出張所職員や集落支援員としての地域おこし協力員、あるいは学校用務員等の人材の不足、担い手不足が大変懸念されているが、集落目治やコミュニティ維持のための人材確保、担い手確保のために、あらゆる手段で広く全国に募集をかけ人材の確保を図るべき時期に当地区は来ていると考えるが見解を伺う。

答 口永良部島出張所職員の後任は、当初、会計年度任用職員を配置すべく関係者に打診したが了解を得られず、現在、職員の配置で関係者と調整中である。

地域おこし協力隊は、新たに2名を配置し、島の観光案内や軽度の生活支援などを始め、島のマンパワーとして活躍していただきたいと期待している。金ヶ岳小中学校の用務員については、過去10年ほぼ全期間、島外出身の方々に業務を担っていただいた。来年度当初の配置も厳しい状況にあります。

高齢化が進み人口が減少する中にあって、地域を支えるマンパワーが減ることに島民が不安を募らせることは十分理解できる。その不安を少し

でもやわらげていくことが行政の務めであると考える。

出張所職員や学校用務員のみではなく、常駐医師やその他必要な人材確保のために、あらゆる手段を使い広く全国へ募集を行っていく。

一湊矢筈地区の遊歩道の補修・整備について

町長／関係課間で協議し実施する

問 当地区の遊歩道は、過去、林業構造改善事業や景勝地保全事業等で整備されて来たと理解しているが、近年高潮や台風被害で劣化し一部危険な状況にある。補修・整備の必要性を感じるが見解を伺う。

答 矢筈地区は昭和53年から昭和55年度までの3年間をかけて林業構造改善事業により、林道660m、林間歩道2000m、管理施設、給水施設等が建設された。質問にある遊歩道は、がけ地崩落により平成24年度に落石防止網350㎡の設置工事を実施した。確かに遊歩道においては台風の影響を受け、海に最も近い部分の手すり、基礎部分が流失している。この遊歩道は一湊地区の里のエコツアーやハイキングコースにも取り入られている。

また、近年パワースポットとなり、国内はもとより外国人観光客もたびたび訪れる観光スポットとなっており利用者も多いことから、今後、工事担当課、財政担当課とも十分協議をし、実施について検討していく。

出張旅費不正の、第三者による調査は

町長／内部で検討する

問 旅費不正の調査をどのような方法でやるのか。精算書、そして領収書、搭乗記録、そして大事なのが旅行会社の発券記録、この照合が必須。それをどのような形でしていくと考えているのか。これは町長だけではなく、当然全職員の分も調査されると副町長がおっしゃっていたと思うが、今、どれくらいまで調査が進んでいて、今後、詳細な調査をするためにどのような手法を用いてやっていくのか、その見通しは。

眞邉 真紀 議員

答 この件については、例月の出納検査などの監査委員の審査も当然行われると考えているので、その審査にも委ねたい。

問 監査委員というのは、町の監査委員というのは議会選出の監査委員か。内部の調査でしかないので、これは外部に投げかけてプロに精査してもらう必要があると思う。内部で不正が起きているのに、誰がその不正を明確にできるか。これは絶対に第三者性を担保しないと誰の信用も得られない。町民のみならず、社会的な理解も全く得られない。第三者性を担保するための取り組みを今少しでも考えているのか。

答 今のところは考えていない。

問 第三者性を担保するということ、この必要性に関して理解できないか。

答 今のところ、その予定はない。

問 では、副町長はいかがか。

答 町長が答弁したことについて、私がとやかく言う立場にはない。

問 では、町長も副町長もだめなら総務課長はいかがか。

答 副町長と一緒です。

問 これは大変困った問題。第三者性を担保して調査をしないと何も証明できない。監査役がいて監査をし続けてきたのにわからなかったこと。その監査の方にまたお願いをして調査をする、それに気づくなんていうことがどうしたらできるのか。

答 身内だけでやっているわけではない、弁護士もその中に入って町ともやりとりをしてやっている。

問 その弁護士とはどなたのことか。町の職員に関して調査をしているのか。

答 それは失言だった。

問 だから、誰も第三者の目に触れていない。ぜひ第三者性を担保する調査をするべき。

答 今のところそのつもりはない。

問 不正な行為が繰り返し行われている、常態化しているというふうにしか見えない。本当に、第三者性を担保して調査をする気がないのか。

答 調査のことに関しては、どんな形でどうやるか、内部で少し検討をさせていただければというふうに思う。

渡邊 千護 議員

入山協力金の今後の見通しは

町長／訴え提起前の和解で返済を求めていく

問 今年度の結果を踏まえ、新年度以降の展望を。２，０００万円未弁済だが、今後どうするのか。

答 元協議会職員による横領に係る令和２年２月末時点の未返済額は１，６２１万４３８円。内訳としては、横領額は本町調査では３，３２０万９，１９６円だが、元横領者の勤務に対し、給与が支払われていないこともわかり、その金額を横領額から控除することと判断した。

問 入山協力金の横領が発覚したところで、昨年の２月に記者会見を行っている。合計金額が３，３００万円ぐらいということがわかった。その後、この元職員は懲戒解雇。告発も受け、懲役２年、執行猶予４年の判決が下された。一番驚いたのは、刑事裁判での被害額１５０万円。３，３２０万円のうち、実際に立証されたのは１５０万円です。町から提出された書類等からは、証拠がそろわず立件されなかった。町のずさんな管理体制が浮き彫りになった。町はどのような方法でこの３，３００万円を立証したのか。

答 横領金額については、前担当をしていた協議会の職員のほうで日計簿、通帳等を合わせて調査をしている。それで今、確定した金額が３，３２０万９，１９６円ということになっている。

問 現在のところ、訴え提起前の和解申し立てにより返す予定をしていると。その下に令和元年10月８日に、元協議会職員と今後の返済方針について確認したところ、損害賠償額については、町の主張する額を受け入れ争わないというふうに書いているが、司法で立証された金額以外のいわば根拠もない金額を提示するというのはいかがなものかと。

答 刑事訴訟の中で１５０万円しか立証ができなかったということは、現金で利用していたので、確かに、元職員の個人の通帳には入金があった。そこのお金の流れがしっかり確認ができない。３，３００万円の調査については、その横領金額の予測の金額として、毎月、日報で管理をしてもらっている。

問 この職員の勤務の実態を新聞等で見た。何千万円も取り扱う協議会の経理すべてを１人でやっていた。それも、金額として１億円近い。

答 町が協議会の運営事務局も担っており、事務局も担当課の課長が担っていた。そして、命令義務がある町長等にも責任がある。この事件については、町も協議会運営事務局の、当時の環境政策課も責任がある。大変申しわけないと思っている。

審議した議案とその結果

○：賛成　×：反対　欠：欠席

議案名	議員名														議決結果
	眞邉　真紀	相良　健一郎	岩山　鶴美	上村　富士高	渡邊　千護	石田尾　茂樹	榎　光徳	眞邉　有次	日髙　好作	下野　次雄	岩川　俊広	寺田　猛	大角　利成	高橋　義友	
（令和２年　第１回　定例会　初日分）															
議案第５号　令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第６号　令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第７号　令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第８号　令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第９号　令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第３号）について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第10号　令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第４号）について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第11号　令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
（令和２年　第１回　定例会　最終日）															
議案第12号　屋久島町道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第13号　屋久島町道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第14号　屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第15号　屋久島町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第16号　屋久島町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第17号　屋久島町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第18号　屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第19号　屋久島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第20号　屋久島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第21号　屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第22号　屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第23号　屋久島町介護保険条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第24号　屋久島総合自然公園温泉条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第25号　屋久島高等学校通学バス運行事業分担金徴収条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第26号　成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第27号　屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第28号　屋久島町簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第29号　屋久島町給水条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第30号　屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第31号　屋久島町水道事業の設置等に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決

(－)議長は、議事進行を行うため賛否表明はしません。

審議した議案とその結果

○：賛成　×：反対　欠：欠席

議案名	議員名														議決結果
	眞邉真紀	相良健一郎	岩山鶴美	上村富士高	渡邊千護	石田尾茂樹	榎光徳	眞邉有次	日髙好作	下野次雄	岩川俊広	寺田猛	大角利成	高橋義友	
（令和２年　第１回　定例会　最終日）															
議案第32号　屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第33号　地方公営企業法の一部を適用する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第34号　屋久島町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第35号　屋久島町船舶事業の設置等に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第36号　屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第37号　屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第38号　令和２年度屋久島町一般会計予算について	×	○	○	○	×	○	○	欠	○	×	○	○	○	－	可決
議案第39号　令和２年度屋久島町上水道事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第40号　令和２年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第41号　令和２年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第42号　令和２年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第43号　令和２年度屋久島町診療所事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第44号　令和２年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第45号　令和２年度屋久島町船舶事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第46号　令和２年度屋久島町電気事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第47号　令和２年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第48号　屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第49号　屋久島辺地総合整備計画の策定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第50号　口永良部島辺地総合整備計画の策定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第51号　３０災２号上屋久永田港災害復旧工事（３工区）請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第52号　訴え提起前の和解の申立てについて	×	○	○	○	×	○	○	欠	○	×	○	○	○	－	可決
議案第53号　屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について	×	○	×	○	×	○	○	欠	○	×	○	○	○	－	可決
議案第54号　令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
議案第55号　令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決
同意第1号　屋久島町監査委員の選任について	×	○	○	○	×	○	○	欠	○	×	○	○	○	－	同意
発議第2号　屋久島町職員（特別職含む）屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査の決議について	○	×	×	×	○	×	×	欠	×	○	×	×	×	－	否決
発委第１号　専決事項の指定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	－	可決

令和2年 第1回 臨時会

令和2年1月10日(金)

議長の選挙

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち

岩川修司　11票

渡邊千護　2票

議長：岩川修司

副議長の選挙

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票。有効投票のうち

高橋義友　9票

渡邊千護　1票

眞邉真紀　1票

下野次雄　1票

副議長：高橋義友

議席の指定

議会運営委員会委員の選任

選任：高橋義友

熊毛地区消防組合議員の選挙

選任：岩川修司

町長不信任決議案

（眞邉真紀議員提出）

賛成少数　決議案は否決。

令和2年 第2回 臨時会

令和2年2月10日(月)

30災2号上屋久永田港災害復旧工事（1工区）請負変更契約の締結について

令和元年第2回屋久島町議会定例会において議決された議案第54号の契約について、当初、防波堤第1函目の補修及び第5函目の撤去を計画していたが、現地再調査の結果、第1函目のケーソンの損傷が想定より拡大していることが判明し、現在設計中であり、第1函目の補修については、新たに3工区により行うこととしたため289万1，756円を減額し、総額を2億1，146万7，000円にする請負変更契約を締結しようとするもの。

30災2号上屋久永田港災害復旧工事（2工区）請負変更契約の締結について

令和元年第3回屋久島町議会定例会において議決された議案第77号の契約について、当初、第5函目のケーソンを製作し、串木野漁港に係留する計画でありましたが、冬場の波浪等により損傷を防止するため、今回、鹿児島市の谷山港に仮置きすることとしたことにより、ケーソン係留時に使用する上蓋設置が廃止となるため133万7，369円を減額し、総額を1億2，596万9，000円にする請負変更契約を締結しようとするもの。

令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について

令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）については、歳出予算の主なものは人件費の調製のほか、総務費では、ふるさと納税に係る返礼品を含む手数料、基金積立経費、公共施設整備基金積立経費などを、教育費では、小中学校空調設備設置に伴う保安管理及び電気引き込みに係る経費などを計上した。財源としては、寄附金、基金繰入金を計上し、歳入歳出それぞれ1億5，000万円を追加し、予算の総額を115億7，035万9，000円にしようとするもの。

令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出予算において人件費、修繕料などの増額を予算組み換えにより調整しようとするもの。

主な質疑

眞邉真紀　変更理由書の中に記載をしないと、これ、公文書として成り立たない。

建設課長　施工前、施工後というのをわかりやすく示すように配慮したい。

眞邉真紀　総務費で、地域活性化対策費の役務費が5，000万円、こちらが何なのかという説明を。シルバー割引の差額を今年度予算の分は申し入れをすると議会で答弁されていた。その見通しがどうなのか。旅費着服や収賄疑惑にについて、代理人、弁護士を複数立てているが、その費用は私費なのか、それとも公費なのか。

観光まちづくり課長　地域活性化対策費の1億5，000万円のうちの役務費の5，000万円であるが、歳入で指定寄附金ということで1億円増額をしている。これを役務費で返礼品や返礼に対する送料、手数料、これの約50％ということで5，000万円を予算計上した。

町長　今年度分に関しては、今、精査をしている。年度内には今年度のものはきちんと精査をしたい。弁護士代は全くの個人の負担である。

令和2年 第3回 臨時会

令和2年3月3日(火)

日程第4　議長の選挙

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0、有効投票のうち

高橋義友　13票

議長：高橋義友

追加日程第1　副議長の選挙

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0、有効投票のうち

大角利成　11票

下野次雄　1票

眞邉真紀　1票

副議長：大角利成

日程第5　議席の指定

追加日程第2　議会運営委員の選任

選任：岩山鶴美

日程第6　熊毛地区消防組合議員の選挙

選任：高橋義友・岩山鶴美

有次さん、ありがとう!! お疲れ様でした!!

3月26日、眞邉有次議員が67歳という若さでご逝去されました。

お元気になっていつもの笑顔で議場に戻られる事を願っていただけに、私達の落胆は大きいものがあります。

5月1日の臨時議会において議会運営委員長の榎光徳議員が代表して追悼演説をいたしました。ここに御紹介をし、議員一同、心よりご冥福をお祈りいたします。

追悼演説

故眞邉有次議員に対し、議会を代表して弔辞を述べさせて頂きます。

去る3月26日に、眞邉有次議員は急逝されました。心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、謹んで哀悼の誠を捧げます。

あなたは、平成21年10月、屋久島町が合併して初めて行なわれた屋久島町議会議員選挙に初当選以来、10年6か月もの長きにわたり町議会議員を務め、この間、産業厚生常任委員長や議会運営委員長などの要職を担い、屋久島町の発展に寄与されました。

思い起こせば昨年の8月頃、鹿児島の病院で手術をするとの事で出発前に、「すぐ退院してくるから」「大丈夫だよ」「大したことないよ」と、笑顔で話していた姿が目から離れず、まさか、こんなに早く逝ってしまうとは本当に残念でたまりません。

あなたが、ふるさと屋久島町の発展の為にご尽力されたご功績は多大なものがあり、また、地元志戸子地区をはじめふるさとへの愛情も人一倍強いものがあったように思っております。

67歳という年齢はまだまだ若く、志半ばでこの世を去られたあなたとあなたのご家族の心情を思えば、無念であっただろうとお察し致し、私共同僚議員一同、痛恨の極みであります。後に残る私たちは、あなたの思いを大切にし、屋久島町発展の為に全力で取り組んでまいる所存であります。どうか、遠くからお見守りください。そして、安らかにお休みください。

まだまだ語りつくせない思い出はたくさんありますが、最後に、生前の眞邉有次議員を偲び、ご冥福をお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。

令和2年5月1日

屋久島町議会議員一同

みんなの願い

未来への希望

温かい手づくりのマスク

今年も感謝 !!

編集後記

新型コロナウイルスでいろいろと制限がかかりましたが、みなさんはいかがお過ごしでしょうか。鹿児島県内においても10人の感染者がでましたが、わが町では感染者がいないことに安心しています。これからも油断せず「手洗い」「うがい」「マスク」等感染防止に努めていきましょう。そして一日も早く感染が終息して、元の生活が出来るよう頑張りましょう！

議会も、できる限りの支援策を提案し町民のために頑張ります。

又、議会事務局も（局長：日高孝之　係長：鬼塚晋也　主事：恵　由葵乃）新体制になりました。よろしくお願いします。

（相良）

発行責任者
議　長　高橋　義友
編集責任者
議会広報委員会
委 員 長　岩山　鶴美
副委員長　相良健一郎
委　員　上村富士高
石田尾茂樹

議会の傍聴にお越しください！

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一般傍聴者については入場制限をお願いすることがあります。